

記載例 2

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	・ 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設) ・ 特定施設 66 (電気めっき) ・ 有害物質貯蔵指定施設 (六価クロムを含む水を貯蔵するタンク) ・ 特定施設 65 は有害物質使用特定施設に該当しないが、特定施設 66 は有害物質使用特定施設に該当する ・ 汚水等は工場・事業場内で処理し、公共用水域 (河川) へ放流する ・ 六価クロムを含む廃液の一部を廃液タンクで貯蔵し、産業廃棄物として委託処理する ・ 生活雑排水を処理する浄化槽 (特定施設には該当しない) がある ・ 日平均排水量 75 m <sup>3</sup>			を設置する届

	設置届				使用届	変更届		
	法第5条第1項	法第5条第3項			法第6条			
	特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設		有害物質貯蔵指定施設		
特定施設 65 (有害物質使用特定施設に該当しない)	有害物質使用特定施設に該当しない 施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道を含む)	有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場					
特定施設 66 (有害物質使用特定施設に該当する)	○	○	○	○	○	○		
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください		
別紙 1の2	○	○	—	—				
別紙 2	○	○	—	—				
別紙 3	○	○	—	—				
別紙 4	○	○	—	—				
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—				
別紙 6	○	○	—	—				
別紙 12	—	—	○	○				
別紙 13	—	—	○	○				
別紙 14	—	—	○	○				
別紙 15	—	—	○	○				
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図) ・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの) ・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの) ・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの ・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS) ・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの) ・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)							

設置届  
 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めつき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

様式第 1(表)

→ 届出書の記載要領 p.8

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)  
 特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
 (個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

〒 330-9301  
 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
 ○○○○株式会社  
 代表取締役 埼玉 太郎  
 ( 048-xxx-xxx )

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長  
 届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の 有害物質使用特定施設の該当の有無	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めつき施設 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	/
△(使用)	別紙 2 のとおり。		
	別紙 2 のとおり。		
項関係 △汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
△排出水の汚染状況及び量	別紙 4 のとおり。		
△汚染	別紙 5 のとおり。		
△非水	別紙 6 のとおり。		
第 5 条第 2 項関係 有害物質使用特定施設の種類の			
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用方法	別紙 8 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。

特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条第 1 項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造		別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備		別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用		別紙14のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に於て、使用される有害物質の排水の排水系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統		別紙15のとおり。	

有害物質使用特定施設  
 有害物質貯蔵指定施設に  
 該当するかどうかチェックする。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1		特定施設の構造	
工場又は事業場における施設番号		1	2
特定施設番号及び名称		65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型 式		型式〇〇-〇〇	型式××-××
構 造		鉄鋼製 (ビニールライニング)	鉄鋼製 (ビニールライニング)
主 要 寸 法		たて × よこ × 深さ 1,000 × 2,000 × 1,000 (mm) 3 槽	たて × よこ × 深さ 1,000 × 2,000 × 1,000 (mm) 4 槽
能 力		200 個/日	200 個/日
工場内配置図を添付する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)</li> </ul>
設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年 月 日 令和 3 年 7 月 1 日</li> <li>▶ 年 月 日 令和 3 年 9 月 20 日</li> <li>▶ 年 月 日 令和 3 年 10 月 1 日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 年 月 日 令和 3 年 7 月 1 日</li> <li>▶ 年 月 日 令和 3 年 9 月 20 日</li> <li>▶ 年 月 日 令和 3 年 10 月 1 日</li> </ul>
原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。		有害物質使用特定施設には該当しない	床面：コンクリート (ビニルエステル樹脂で被覆) 周囲：7 槽合計で防液堤を設置 30m×30m×防液堤 10cm (容量 90 m <sup>3</sup> ) 詳細は別添〇〇のとおり
備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。			
備考 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。			

有害物質使用特定施設の場合は、「その他参考となるべき事項」欄に床面及び周囲の構造を記載する。(法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることを明確にすること。)必要に応じて構造図等を添付する。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

・「地上に設置された配管等」  
 ・「地下に設置された配管等 (トレンチの有無)」  
 ・「排水溝等」  
 ・「地下貯蔵施設」によって、  
 遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。

別紙 1 の 2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	1	2
特定施設番号及び名称		66 電気めっき施設
設備		地上配管、バルブ、ポンプ
構造	構造図等を添付する。	配管：塩化ビニル製 バルブ：鋼製造+樹脂コーティング 詳細は別添〇〇のとおり
主要寸法		地上配管：直径 25mm×10m バルブ：5 か所 ポンプ：450mm×400mm×500mm
配置		工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日
工事完成予定年月日	年 月 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日
その他参考となるべき事項	特定施設 1 は 有害物質使用特定施設 には該当しないので 記載しない	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 1 の 2 は、特定施設が  
 「有害物質使用特定施設」に該当する場合にのみ、添付する。  
 この別紙には、特定施設の「付帯設備等」の構造等を記載する。  
 法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが  
 明確になるように記載する。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1	2			
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設			
設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり	同左			
操業の系統	別添「操業の系統」のとおり	同左			
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00 (連続)	同左			
1日当たりの使用時間	8 時間	同左			
使用の季節的変動	なし	同左			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	硫酸 500 kg	硫酸 2.5 kg クロム酸 25 kg			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	1.5	1.5~3.0	1.5	1.5~3.0
	BOD	20	25	10	15
	SS	70	80	50	60
	n-ヘキサン抽出物質	10	15	—	—
	クロム含有量	—	—	150	350
六価クロム化合物	—	—	100	250	
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	20	30	15	30	
その他参考となるべき事項					

場内配置図を添付する。  
(別紙 1 の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は  
添付資料等にまとめて可。  
特定施設に係る工程を明示する。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定めて記載すること。

特定施設の使用方法から  
汚染が考えられる項目を  
すべて記載する。  
(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

処理施設ごとに記載する。

別紙 3

汚水等の処理方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 1 (酸アルカリ系)				処理施設 2 (クロム系)				
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり				
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日				令和 3 年 7 月 1 日				
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日				令和 3 年 9 月 20 日				
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日				令和 3 年 10 月 1 日				
種類及び型式	自動式 型式△△				自動式 型式××				
構造	鋼板製 別添〇〇のとおり				コンクリート耐酸モルタル製 別添〇〇のとおり				
容積	〇〇cm×〇〇cm×〇〇cm (別添〇〇のとおり)				〇〇cm×〇〇cm×〇〇cm (別添〇〇のとおり)				
能力	30 m <sup>3</sup> /日				30 m <sup>3</sup> /日				
処理の方式	中和+凝集沈殿+砂ろ過				酸化還元+中和+凝集沈殿				
処理の系統	別添フローシート〇〇のとおり				別添フローシート〇〇のとおり				
集水及び導水の方法	別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり				
使用時間間隔	連続				連続				
1日当たりの使用時間	16 時間				16 時間				
使用の季節変動	なし				なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	苛性ソーダ 10 kg 高分子凝集剤 10 kg				硫酸 150L、亜硫酸ナトリウム 250L 苛性ソーダ 10kg、高分子凝集剤 10 kg				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	1.5	6.5	1.5~3.0	6.5~7.0	1.5	7.5	1.5~3.0	7.0~8.0
	BOD	20	15	25	20	10	8	15	12
	SS	70	< 10	80	10	50	25	60	30
	n-ヘキサン抽出物質含有率 (%)	10	2	15	5	—	—	—	—
	鉛 (ppm)	—	—	—	—	150	< 0.1	350	0.3
	銅 (ppm)	—	—	—	—	100	< 0.04	250	< 0.04
	処理後脱水汚泥	20	20	30	30	15	15	30	30
種類	処理後脱水汚泥 10 t/月 (産業廃棄物として委託処分)				処理後脱水汚泥 10 t/月 (産業廃棄物として委託処分)				
排出水の排出方法	別添図 1 工場内配置図のとおり				同左				
その他参考となるべき事項									

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

回分式における放流時刻等参考になる事項を記載する。

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

記載例 2

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めつき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

別紙 3

→ 届出書の記載要領 p.11

特定施設に関連のない処理施設についても記載する。

1枚で記載しきれない場合は複数枚になってもよい。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 3 (生活排水系)								
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり								
設置年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
工事着手予定年月日	令和 3	年	9	月	10	日	年	月	日
工事完成予定年月日	令和 3	年	9	月	20	日	年	月	日
使用開始予定年月日	令和 3	年	10	月	1	日	年	月	日
種類及び型式	合併処理浄化槽 型式△△								
構造	別添〇〇のとおり								
主要寸法	別添〇〇のとおり								
能力	20 m <sup>3</sup> /日								
処理の方式	担体流動生物濾過方式								
処理の系統	排水→調整槽→担体流動槽→生物濾過槽→放流槽								
集水及び導水の方法	別添図 1 工場内配置図のとおり								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	24 時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	次亜塩素酸カルシウム 0.2kg								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6.5	6.5	~7.5	~7.5				
	BOD	100	< 10	200	20				
SS	50	< 10	100	10					
量(m <sup>3</sup> /日)	10	10	15	15					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	し尿汚泥 (□□市の処理場で処分)								
排出水の排出方法	別添図 1 工場内配置図のとおり								
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。  
 2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。



設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

→ 届出書の記載要領 p.12

公共用水域への排水経路  
 ごとに記載する。

別紙 4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1			
種類・項目	通常	最大	通常	最大	
	排水水の汚染状態	pH	7.0	~7.5	
BOD		12	18		
SS		20	25		
n-ヘキサン抽出物質含有量		1	3		
クロム含有量		< 0.1	0.2		
6価クロム化合物		< 0.04	< 0.04		
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	45	75			
その他参考となるべき事項	排水路 → ○○川 → 荒川				

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)				汚濁状態及び量 (m <sup>3</sup> /日)			指定項目の別 COD 汚濁負荷量 (kg/日)		※
	通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大	
	特定 排出 水	201	30	40	35	60	0	0	60	
	232(1)	25	30	10	15	0	0	15	0.25	0.45
合計				45	75	0	0	75	1.30	2.85
特定 排出 水 以外 の 排出 水	種類及 び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
合計										
その他 参考事 項										

$30 \times 35 \div 1000 = 1.05$

$40 \times 60 \div 1000 = 2.40$

最大水量については、特定施設を設置した年月日(または構造等の変更により水量が増加した年月日)に応じて、水量を振り分ける。  
 T-N については「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する(cjは空欄とする)。  
 T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する(cjは空欄とする)。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

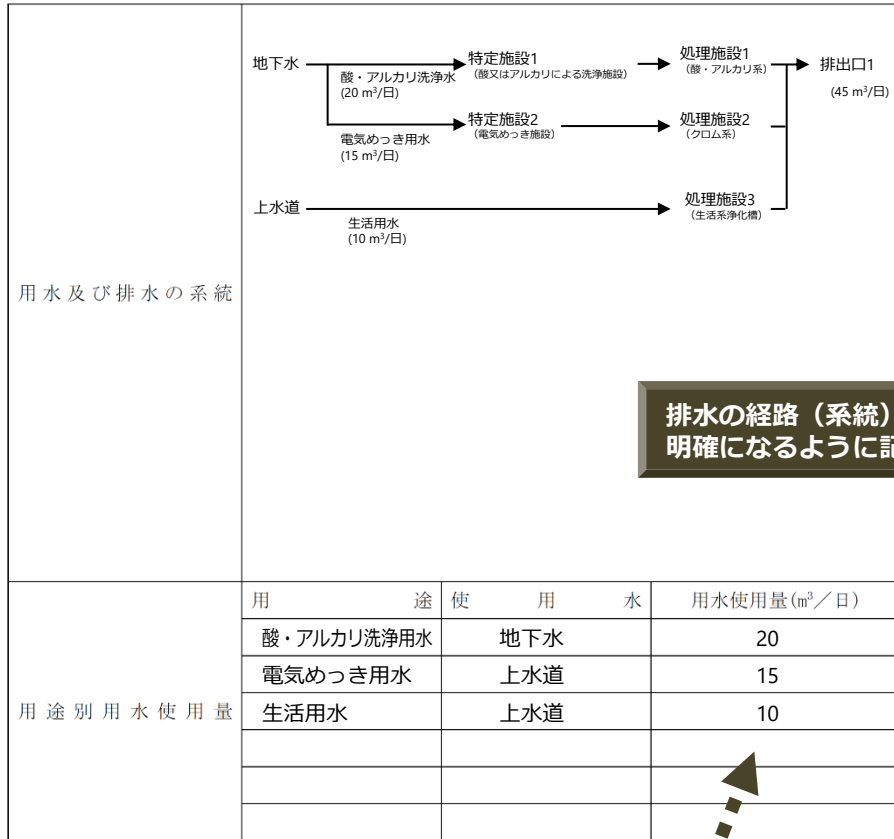
ること。  
 の項には、指定項目について記載するこ  
 「Q<sub>no</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>ni</sub>」と読み替え、

- Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- 4 リン含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合は排水量に関わらず、記載・提出する。  
 また、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

別紙 6

用水及び排水の系統



排水の経路 (系統) が  
 明確になるように記載する。

水量は、最大時ではなく、  
 通常時の値を記載する。

特定施設ごとに、番号・記号を付与して記載する。

別紙12

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場における施設番号	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	
型 式	型式〇〇-〇〇	
構 造	塩化ビニール製	
主 要 寸 法	直径 × 深さ Φ2,000 × 2,000 (mm) (円筒形)	
能 力	貯蔵量 6m <sup>3</sup>	
配 置	屋外 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	
床 面 及 び 周 圍	コンクリート製 (ビニルエステル樹脂で被覆) 防液堤: 縦 5m×横 5m×高さ 30cm 詳細は別添〇〇のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	4
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	4
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	4

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。  
 (必要に応じて構造図等を添付)

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

別紙13 有害物質使用特定

- ・「地上に設置された配管等」
- ・「地下に設置された配管等 (トレンチの有無)」
- ・「排水溝等」
- ・「地下貯蔵施設」によって、遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。

工場又は事業場における施設番号	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設		
設備	地上配管、バルブ		
構造	地上配管：塩化ビニル バルブ：塩化ビニル 詳細は別添〇〇のとおり		
主要寸法	地上配管：Φ12.5mm×10m バルブ：1か所 詳細は別添〇〇のとおり		
配置	屋外 (別添図 1 工場内配置図のとおり)		
設置年月日	年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	年 月 日	
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	年 月 日	
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	年 月 日	
その他参考となるべき事項			

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 には、有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の「付帯設備等」の構造等を記載する。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。

別紙14

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	
	屋外 (添図 1 工場内配置図のとおり)	
	電気めっき槽から配管を通じてポンプにより移送し、貯蔵	
使用時間間隔	1 週間に 1 回	
1 日当たりの使用時間	1 回につき 10 分	
	なし	
原材料 (消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	/	
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	六価クロム化合物 (クロム酸)	
その他参考となるべき事項		

貯蔵施設については、貯蔵作業に係る時間等を記載する。

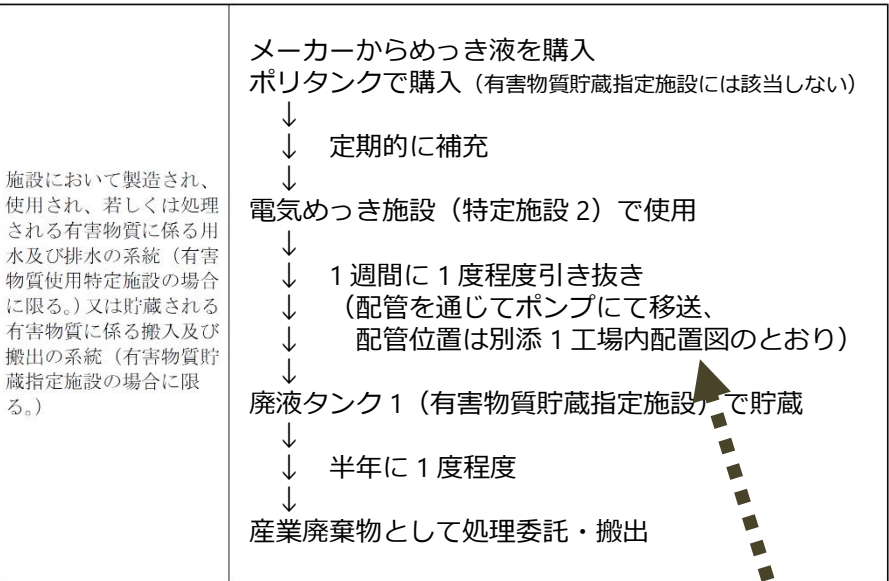
特定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

(有害物質使用特定施設) 用水及び排水の系統を記載する。  
 (有害物質貯蔵指定施設) 搬入及び搬出の系統を記載する。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)



用途別	用途	使用	用水	水	用水使用量 (m <sup>3</sup> /日)

工場又は事業場内での移送方法等 (配管、手動移送等) についても記載  
 配管等がある場合は、別添図等に  
 その位置等を記載する。

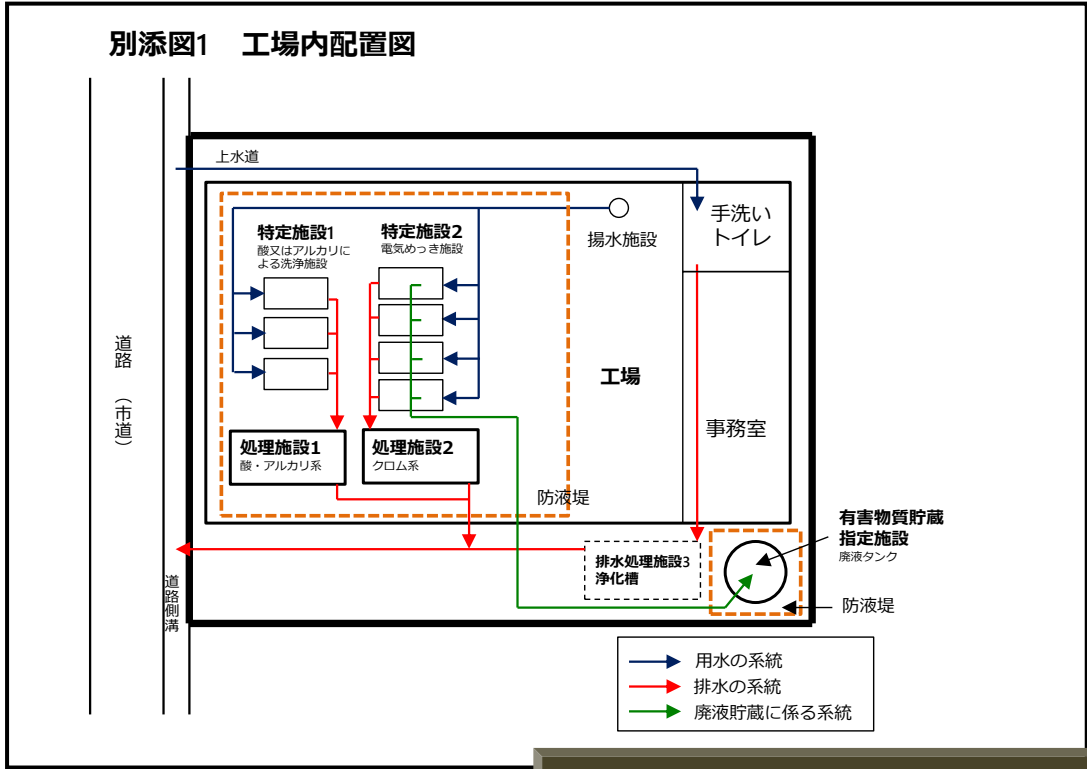
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

有害物質貯蔵指定施設の場合は記載不要。

設置届  
 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

添付資料

別添図1 工場内配置図



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

別添 操業の系統

